

いはく「はなはだ痛しとす」といふ。法師また曰はく「斯下賤き王、千遍痛み病め。万遍痛み病め」といふ。時に王の眷属天皇に奏さく「諦鏡法師宇遲を咀ふ。捉へしめてまきに殺さむとす」とまうす。天皇状を知りてなほ忍びて可さず。王三日を経て墨の如くにして卒ぬ。眷属また奏さく「殺す報は、殺して報ゆ。宇遲既に死ぬ。諦鏡を受けて怨を報いむ」とまうす。天皇勅して詔はく「朕れまた法師にして諦鏡もまた僧なり。法師云何にしてか法師を殺さむ。宇遲の災を招くことは諦鏡の咎にあらず」とのたまふ。天皇も鬢髪を剃除り戒を受けて道を行ひたまふ。故に法師に儼比ひて諦鏡を殺さず。狂へる王宇遲邪見太甚しくして護法罰を加ふ。護法無きにあらず。何ぞ恐りざらむ。

観音の木の像神しき力を示す縁 第三十六

聖武太上天皇の世に、奈良京の下毛野寺の金堂の東の脇土の観音の頸故無くして断れ落つ。檀主見て、明日に継ぎ奉らむとして、一日一夜を経て、朝に其の頸を見れば、自然づから故の如く継ぐ。しかのみならず光を放つ。誠に知る、理智の法身は常住無きにあらず、信はぬ衆生に知らしめむが為に示す所なりと。

りと。

観音の木像の難に焼かず威く神き力を示す縁 第三十七

聖武天皇の世に、泉国泉郡の部内に、珍努上山寺に正観自在菩薩の木像を居きて敬ひ供る。時に火を失し、其の仏の殿を焼く。彼の菩薩の木像は、焼かるる殿より二丈ばかり出でて、伏して損はるること無し。誠に知る、三宝の色にあらず心にあらざることを。目に見ずといふとも威力無きにあらず。此れ不思議の第一なり。

慳貪に因りて大蛇と成る縁 第三十八

聖武天皇の御世に、諸案京の馬庭山寺に、一の僧常に住む。其の僧命終る時に臨みて、弟子に告げて言はく「我れ死なむ後、三年に至るまで室の戸を開くことなかれ」といふ。然うして死にて後、七々日を経、大なる毒蛇在りて其

本説話での諦鏡の行動を令の規定にかなつたものとする。松浦貞俊の説の当否は、不明である。諦鏡に非があるとした方が説話展開が無理がない。下文によれば本説話は聖武天皇の出家後として時代設定されている。聖武天皇の出家は天平二十一年(750)。宇遲王は天平十年(739)に中務大輔、これは正五位上相当の官であるが、天平二十一年当時の宇遲王の位は不明であるが、天平二二(751)年当時の位は不明である。三、彼のような物か。四、佛法を守護する神々。「護法善神」「護法神」ともいう。五、諦鏡。

一、中巻十一縁。二、墨のように黒く変じて。焼死のようなありさまである。後代の道成寺縁起に鏡を取除て見れば、僧は骸骨計残て墨のごとく見え、絵がある。
三、扶桑略記・天平二十一年一月十四日条に「於平城中島宮、請大僧正行基、為其戒師、太上天皇受菩薩戒、名勝満」とみえる。
四、特にそれのみに心を寄せ。ひいきする。
五、原文「護法非無」。

第三十六縁 今昔物語集・十六ノ十一に書承。

六、原文「聖武太上天皇世」。聖武天皇世に同じ。聖武天皇退位後の時期を意味しない。
七、中巻三十五縁。八、本尊の仏の両側に侍立する菩薩。東の脇土に観音菩薩であることより推測すれば、西の脇土は勢至菩薩、中尊は阿彌陀如来で、南向きに安置されていた。金堂は南面に建てられていたであろう。
八、頭部で切断された状態で頭部が離れ落ちた。切断面が頭部に存するので「頸」を中心に叙述される。「頸」は首すじの意であつて、直接には頭部を意味しない。「中巻三縁、十六縁、二十二縁、下巻二十八縁。」〇、檀越に同じ。施主。

二、理法身と智法身。仏身の抽象的なありかた。
三、原文「常住非無」。

第三十七縁 今昔物語集・十六ノ十二に書承。
一、中巻十三縁。二、聖観自在菩薩。聖観音。三、隋代に蔣州の興皇寺の仏殿が火災に遭つた時に、仏殿の丈六の銅像が自ら移動して落つたの傳を避けたことが、広弘明集・十五にみえる。
四、原文「非色非心」。諸書にみえる表現。中観論疏九末に「若謂仏常、則不能知見。非常非色非心、若心故不能知、非色故眼不能見」とあるような意に解するならば、下文の「雖不見目」への接続が理解しやすい。

第三十八縁 今昔物語集・二十ノ二十四に書承。

一、物惜しみし、むさぼること。諸経要集十悪部・慳吝縁に引用され、三三三・序に言及されて有名な説話に、慳貪であつたために死後に毒蛇となつて自分の財を守つた賢面長者の説話撰集百縁(一)がある。
二、奈良市川上町あたりに所在した寺。
三、原文「臨命終時」。仏典語。
四、三年は、小林信彦は、儒教の「天祥」の習慣を踏まえたものとする。三回忌の仏事の初見は一一八六年の平重衡のものとする。主室講成が、藤原冬嗣の大祥斎が性靈集・六にみえる(小林信彦の指摘がある)ので、本説話のころにすでに三回忌の仏事(大祥)がおこなわれていた可能性がある。本説話にみえる三年は、それとをとの記すのは、十王信仰にもとづくか。
三、中陰(中有)の期間を四十九日とする伝承(たとへば瑜伽師地論・二)に拠る。続紀・天平七年